

鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱

制定 平成12年3月8日付農園第193号
最終改正 令和6年7月10日付第202400092745号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第2条に規定する指定野菜について、生産地域における生産及び消費地域に対する出荷の安定等を図り、その生産農家の経営を安定させ、もって当該野菜の産地育成を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）に基づいて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が、この事業を実施する場合に、指定野菜価格安定対策事業の推進について（平成15年9月29日付15生産第4158号農林水産省生産局長通知）第1に規定する資金造成円滑化事業（以下「補助事業」という。）を行う一般財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、県が承認した業務方法書に基づいて、協会が機構へ納付金を納付するのに要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、指定野菜価格安定対策事業計画の変更以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月6日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年7月10日から施行し、令和6年度事業から適用する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県指定野菜価格安定対策事業計画書（又は実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

4 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超える公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※事業実施主体が該当するいずれかに○をしてください。

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区分	前年度予算額 又は 本年度決算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較		備考
			増	減	
県補助金					

（2）支出の部

（単位：円）

区分	前年度予算額 又は 本年度決算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較		備考
			増	減	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱（平成12年3月8日付農園第193号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

様式第3号（第7条関係）

〇〇年度指定野菜価格安定対策事業に係る仕入控除税額確定報告書

番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

住所
補助事業者 名称
代表者職氏名

年 月 日付第 号により交付決定通知があった 年度鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金について鳥取県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|-----|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 , | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 , | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 , | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 , | 円 |
| 5 添付資料 | | |
| （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | |
| （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | |
| （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | | |

様式第3号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税 仕入れ				非課税 仕入れ	合計
経費の内訳			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法